

単価契約仕様書

環境政策局適正処理施設部施設管理課

(担当 麻生、神農：電話 075-222-3964)

件 名	(単価契約) 使用済小型電子機器等引渡業務						
形状・寸法	仕様書のとおり						
予定数量	840,000kg 程度 (契約期間概算)						
契約期間	契約の日の翌日から令和9年3月31日						
契約条件	1 業務内容 受託者(以下「乙」という。)の業務は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(以下「小型家電リサイクル法」という。)に基づき、本市(以下「甲」という。)が受け入れた家庭からの使用済小型電子機器等(同法第二条第二項に規定するもので、若干の異物を含んだものをいう。以下同じ。)を引き取り、認定を受けた乙の再資源化事業計画に従って、引き取った使用済小型電子機器等を再資源化することである。 2 引取対象 クリーンセンターへの持込ごみとして、甲が受け入れた、小型家電リサイクル法第二条第二項に規定する使用済小型電子機器等で、若干の異物を含んだものとする。 3 引渡し場所 引渡し場所は次のとおりとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>所 在 地</th></tr><tr><td>南部クリーンセンター</td><td>伏見区横大路八反田29</td></tr><tr><td>東北部クリーンセンター</td><td>左京区静市市原町1339</td></tr></table> 4 引渡しの方法 - 乙は4t程度のコンテナ車用の脱着式コンテナ(積載量8m³、幅2,100×長さ3,900程度)を前記3「引渡し場所」に掲げる施設において、甲の指定する位置に必要な数を設置すること。 - 必要数は、少なくとも南部クリーンセンターは4基、東北部クリーンセンターは3基とするが、追加の設置が必要な場合は、甲からの要請に応じ、設置すること。 - 甲は、回収した使用済小型電子機器等から異物(包装用のダンボール・ビニール・紙袋)、不適物(家電4品目、家電製品以外の商品等)を可能な限り除去し、コンテナに投入する。 - 乙は、甲が受け入れた使用済小型電子機器等の入ったコンテナを引き取り、代替えとして新たなコンテナを設置すること。 - 引き取りは、乙の責任で必要な車両等を用意すること。 - 引取り頻度について、南部クリーンセンターは週4回程度、東北部クリーンセンターは週6回程度を基本とするが、甲からの連絡を受けた時は、臨時でも引き取ること。また、甲から、引取り頻度・スケジュールに関し追加・変更を要請した場合は応じること。 5 計量 乙は引き取ったコンテナを自社の計量器で計量し、引き渡した使用済小型電子機器等の重量を甲に報告すること。 - 計量を行う計量器は計量法に適合する設備であること。計量の最小単位は10kg単位とする。 - 各施設での引取りの状況、コンテナの計量の状況を写真に収め、計量票とともに甲へ報告すること。	名 称	所 在 地	南部クリーンセンター	伏見区横大路八反田29	東北部クリーンセンター	左京区静市市原町1339
名 称	所 在 地						
南部クリーンセンター	伏見区横大路八反田29						
東北部クリーンセンター	左京区静市市原町1339						

6 再資源化

乙は、甲が引き渡した使用済小型電子機器等を、小型家電リサイクル法に基づき、国から認定を受けた再資源化事業計画に従って再資源化を実施すること。

- ・ 具体的な収集・運搬、再資源化の方法、利用先等を事前に示すこと。（詳細は別途協議する。）
- ・ 引き渡した使用済小型電子機器等の重量に係る有用金属等の再資源化量を算定すること。（詳細は別途協議する。）

7 支払方法

甲は、乙に引き渡した使用済小型電子機器等の重量に応じて、次のとおり引渡し金額を乙に支払うものとする。

- ・ 甲が引き渡した使用済小型電子機器等の重量（5「計量」の最小単位10kg）に基づいて、翌月の5日までに計量表を提出すること（様式等は、別途甲が指示する。）。
- ・ 代金は、業務完了後に引き渡した使用済小型電子機器等の重量の総合計に対して、契約書記載の単価を乗じることにより金額を決定する。なお、1円未満の端数については、切り捨てる。
- ・ 乙は、決定した引渡し金額をもとに請求書を作成し、5「計量」にて発行した計量票と共に甲に提出する。
- ・ 甲は、計量票及び請求書を受取・確認後、速やかに支払う。

8 協議事項

- ・ 甲の担当職員との連絡を密にして業務に当たること。また、業務の進捗状況については、甲の担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- ・ 本仕様書に疑義が生じた場合は、又は、本仕様書に定めのない事項については、甲の担当職員と協議し、その指示に従うこと。また、協議の結果を記した書面を甲に提出すること。

9 留意事項

(1) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、甲の責に帰すべきものを除き、全て乙の責任において処理すること。

(2) その他

- ・ 業務を行うに当たっては、小型家電リサイクル法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守すること。
- ・ 本業務では、携帯電話・PHSやメモリー類（SDカード、メモリースティック等）といった個人情報を含む機器を取り扱うことがあるため、乙は、業務の従事者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引き渡した使用済小型電子機器等の個人情報の保護に努めること。
- ・ 予定数量は、過去の実績等に基づく予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

10 受注条件

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、京都府を含んでいるものに限る。）を受けていること。また、契約締結後、この認定を受けていることを証明する書類を提出すること。